

5-2 許可証・登録証の再交付

申請の流れ	業許可証・登録証が破れた、汚れた、又は紛失したとき ↓ 申請書提出 → 許可証・登録証交付
手数料	3,700円（現金）
様式	様式第4（FD様式コード 医療機器製造販売業：A34、体外診断用医薬品製造販売業：A35、医療機器修理業：D34、医療機器製造業：K34、体外診断用医薬品製造業：K35）
作成部数	窓口提出用1部 申請者控え1部 合計2部（全て申請時に持参）
添付資料等	1 申請書（鑑：かがみ）（FD申請ソフトで「ファイル」→「鑑の印刷」） 2 DTD一覧表（FD申請ソフトで「ウィンドウ」→「提出用申請データ形式一覧表示」を印刷） 3 破れ又は汚した許可証又は登録証 4 電子データ（FD申請ソフトで「ファイル」→「提出用申請データ出力」zip形式のまま保存、CD-RW、USB、フロッピーディスクで持参） ※ウイルスチェック済みのものをご持参ください

【根拠】

施行令第37条の3、施行令第37条の10、施行規則第114条の5、第114条の12及び第184条の規定により、製造販売業、製造業及び修理業の許可証又は登録証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

【その他】

再交付後に、失っていた許可証又は登録証を発見したときは、速やかにこれを返納すること。